

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案参照条文

目次

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	1
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	1
○地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）（抄）	4
○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）	4
○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	7
○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	8
○国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	9
○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）	11
○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）	14
○児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）	14
○国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	16
○職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（抄）	18
○地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）（抄）	19
○特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）	19
○国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十	

四年法律第四十二号	(抄)	20	
○独立行政法人通則法	(平成十一年法律第百三号)	(抄)	20
○地方独立行政法人法	(平成十五年法律第百十八号)	(抄)	21
○総務省設置法	(平成十一年法律第九十一号)	(抄)	21
○登録免許税法	(昭和四十二年法律第三十五号)	(抄)	21
○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	(平成二十四年法律第	号)	(抄)	22
○公務員庁設置法	(平成二十四年法律第	号)	(抄)	22
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	(平成二十四年法律第	号)	(抄)	22
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律	(平成二十四年法律第	号)	(抄)	23
○地方公務員法等の一部を改正する法律	(平成二十四年法律	号)	(抄)	23
○地方公務員の労働関係に関する法律	(平成二十四年	号)	(抄)	26
○消防組織法	(昭和二十二年法律二百二十六号)	(抄)	29

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一（十八）（略）

2（略）
3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（五）（略）

六 国民経済計算に関すること。

六の二 第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七 地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること。

七の二（六十二）（略）

第四十三条 本府に、沖縄総合事務局を置く。

2 前項に定めるもののほか、本府には、第四条第三項に規定する所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

第五十七条 委員会及び庁には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（地方支分部局）

第九条 第三条の国の行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

- 2 第二条 地方公共団体は、法人とする。
- 3 7 (略)
- 8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。
- 9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
- 10 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第一号法定受託事務」という。)
- 11 二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(以下「第二号法定受託事務」という。)
- 12 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。
- 13 (一部事務組合等に関する特例)
- 14 第二百五十二条の四十五 第二節の規定の適用については、一部事務組合又は広域連合は、第二百五十二条の三十六第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村とみなす。
- 15 (組合の種類及び設置)
- 16 第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。
- 17 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 18 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画(以下「広域計画」という。)を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 19 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 20 (議決方法の特例及び理事会の設置)
- 21 第二百八十七条の二 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村又は特別区の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。
- 22 第二百八十五条の一部事務組合には、当該一部事務組合の規約で定めるところにより、管理者に代えて、理事をもつて組織する理事会を置くことができる。
- 23 前項の理事は、一部事務組合を組織する市町村若しくは特別区の長又は当該市町村若しくは特別区の長がその議会の同意を得て当

該市町村又は特別区の職員のうちから指名する者をもつて充てる。

(広域連合による事務の処理等)

第二百九十一条の二 国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

2 都道府県は、その執行機関の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを、条例の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

3 第二百五十二条の十七の二第二項、第二百五十二条の十七の三及び第二百五十二条の十七の四の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。

4 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

(規約等)
第二百九十一条の四 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 広域連合の名称
二 広域連合を組織する地方公共団体

三 広域連合の区域
四 広域連合の処理する事務

五 広域連合の作成する広域計画の項目
六 広域連合の事務所的位置

七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法

九 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部に係るものであることその他

の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないもの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。

3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九十六條第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

その他の職員と兼ねることができる。

第二百九十一条の十三 第二百八十七条の三及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、同条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第一項」と読み替えるものとする。

附 則

第二十条の五 第七条第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は第八条第三項の規定による町村を市とする処分については、この法律の市町村の要件に関する制度の改正が行なわれるまでの間で政令で定める期間中にその申請がなされたもの限り、同条第一項第一号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、三万以上とする。

2 前項の申請がなされたもので人口三万以上五万未満のものに対する第八条第一項の規定の適用については、同項第二号及び第三号中「六割以上」とあるのは、「七割以上」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定する人口は、第二百五十四条の規定にかかわらず、当該関係市町村の区域の全部若しくは一部の地域の人口又は当該町村の人口に関して最近に行なわれた統計法第三条の規定による指定統計調査の結果による人口とする。

○地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）（抄）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十七条の三中「を組織する地方公共団体」を「の構成団体」に改め、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に次の一条を加える。

（特例一部事務組合）

第二百八十七条の二 一部事務組合（一部事務組合を構成団体とするもの並びに第二百八十五条に規定する場合に設けられたもの及び次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置くものを除く。）は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもつて組織することとすることができる。

259（略）

第二百九十一条の十三中「第二百八十七条の三」を「第二百八十七条の三第二項、第二百八十七条の四」に、「同条」を「第二百八十七条の三第二項中「第二百八十五条の一部事務組合」とあるのは「広域連合」と、第二百八十九条」に改め、「同条」を「第二百八十六条の二」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第七条 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）十五万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口十五万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

- 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。
(欠格条項)
- 第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(定年退職者等の再任用)
- 第二十八条の四 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等(第二十八条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。
- 2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が条例で定める年齢に達する日以後における最初の三月三十一日までの間において条例で定める日以前でなければならぬ。
- 4 前項の年齢は、国の職員につき定められている任期の末日に係る年齢を基準として定めるものとする。
- 5 第一項の規定による採用については、第二十二條第一項の規定は、適用しない。
- 第二十八条の五 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもの占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項及び次条第二項において同じ。)に採用することができる。
- 3 2 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 3 短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第二十八条の二第一項から第三項までの規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。
- 第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。
- 2 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。
- 3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員

- 員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。
- 4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。
- 5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- 第五十三条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。
- 2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 名称
 - 二 目的及び業務
 - 三 主たる事務所の所在地
 - 四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
 - 五 理事その他の役員に関する規定
 - 六 第三項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
 - 七 経費及び会計に関する規定
 - 八 他の職員団体との連合に関する規定
 - 九 規約の変更に關する規定
 - 十 解散に關する規定
- 3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されていることを必要とする。ただし、同項に規定する地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに對する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていないことを妨げない。

- 5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。
 - 6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。
 - 7 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。
 - 8 第六項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。
 - 9 登録を受けた職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならぬ。この場合においては、第五項の規定を準用する。
 - 10 登録を受けた職員団体は、解散したときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。
- (職員団体のための職員の行為の制限)
- 第五十五条の二 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。
 - 2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。
 - 3 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。
 - 4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。
 - 5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。
 - 6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一・二 (略)
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
 - 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - 五（略）
- 五（緊急災害対策本部の設置）
- 第二十八条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。
- 2・3 (略)

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（定年退職者等の再任用）

- 第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。
- 2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。
 - 3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならぬ。（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前と同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項の規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）

第二条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第三章第二節中第六款を第七款とし、第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

第四款 選考

（選考の実施）

第二十八条 選考（幹部職への任命に係るものを除く。以下この款において同じ。）は、政令で定めるところにより、任命権者が公正に実施するものとする。

選考は、選考をされる者が、当該選考に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る官職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できるものでなければならぬ。

（選考の告知）

第二十九条 任命権者は、選考を行おうとする場合には、政令で定めるところにより、当該選考の告知を公告により行わなければならない。ただし、職員が任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の役員若しくは公庫等に使用される者（以下「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として

条第六項」を削り、「登録の」を「認証の」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第三条第一項の規定による申出により法人となつた地方公務員職員団体にあつては、地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し

○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

（適用範囲）

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、政令で定めるところにより、職員とみなして、この法律の規定を適用する（失業者の退職手当）

第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれては、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十二條第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十二條第一項第一号に規定する同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができないう者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができないう日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所屬していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

- 二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六條の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数（次項において「所定給付日数」という。）を乗じて得た額
 - イ 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日以前一年の期間内になくときは、当該直前の職員等でなくなつた日以前の職員等であつた期間
 - ロ 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間
- 2 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして総務省令で定めるときに該当する場合に關しては、総務省令で、同項の規定に準じて、支給期間についての特例を定めることができる。
- 4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七條の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。
 - 一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - 二 その者を雇用保険法第三十七條の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七條第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七條の四第三項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七條の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。
- 6 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八條第一項

- に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。
- 一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - 二 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額
- 七 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けるときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。
- 八 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所の指示した雇用保険法第四十一条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。
- 九 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。
 - 一 その者が公共職業安定所の指示した雇用保険法第二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
 - 二 厚生労働大臣が雇用保険法第二十五条第一項の規定による措置を決定した場合
 - 三 厚生労働大臣が雇用保険法第二十七条第一項の規定による措置を決定した場合
- 十 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第三十六条、第三十七条及び第五十六条の三から第五十九条までの規定に準じて政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。
 - 一 公共職業安定所の指示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者については、技能習得手当
 - 二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者については、寄宿手当
 - 三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者については、傷病手当
 - 四 職業に就いたものについては、就業促進手当
 - 五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費
 - 六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、広域求職活動費
 - 十一 前項の規定は、第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは、「第四号から第六号まで」と、「第三十六条、第三十七条及び第五十六条の三か

- 12 第五十九号まで」とあるのは「第五十六条の三から第五十九号まで」と読み替えるものとする。
- 13 第十項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
- 14 第十項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、政令で定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
- 15 雇用保険法第十条の四の規定は、偽りその他不正の行為によつて第一項、第二項又は第四項から第十一項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。
- 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第二十一条 財務大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府を除く。）、内閣府及び各省（以下「各省各庁」という。）の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならぬ。

○児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（抄）

（認定）

- 第七条 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。
- 2 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。
- 一 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長
 - 二 里親 当該里親の住所の市町村長
 - 三 障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長
 - 3 前二項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住居（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては主たる事務所所在地とし、施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合に於ては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合に於ては当該障害児入所施設等の設置者である場合に於ては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第三項において同じ。）を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとする者

とするときも、前二項と同様とする。

(支給及び支払)

第八条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内はその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。（支給の制限）

第十条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。

(公務員に関する特例)
第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第七条第一項中「住所（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他 政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者
二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他 政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

2 第七条第三項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第一項の規定によつて読み替えられる第七条第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、

「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

附則
(特例給付)

- 2 第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。
 - 3 項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。
 - 4 項、第二項及び第六項を除く。）、第二十二條第一項、第二十二條の二から第二十二條の四まで、第二十三條から第二十九條まで（第二十四條の二及び第二十六條第二項を除く。）並びに第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八條第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」とあるのは「費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」についてはその三分の二に相当する額を、それぞれとあるのは「附則第二條第三項において準用する第八條第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二條第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六條第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。
 - 5 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の政令で定める法律の規定を適用する。
 - 6 第一項の給付に係る第二十九條の三の規定の適用については、同条中「第二十二條の五」とあるのは「第二十二條の四」と、「第二十九條」とあるのは「第二十九條（これらの規定を附則第二條第三項において準用する場合を含む。）」と、「第十七條第一項」とあるのは「第十七條第一項（附則第二條第三項において準用する場合を含む。）」とする。
 - 7 項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- に正条があるときは、刑法による。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第四項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 国家公務員法第百条第二項に規定する職員

ロ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する局長の職にある職員その他の重要な行政上の決定を行う職員として中央労働委員会（以下「委員会」という。）が認定して告示するもの

ハ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号に規定する職員

二 労働組合 職員が主体となつて自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体（前号ロに掲げる者が加入するもの又は第四条第一項ただし書に規定する管理職員等と当該管理職員等以外の職員とが組織するものを除く。）又はその連合体をいう。

（関係者の責務）

第三条 労働組合及び当局（第十一条各号に定める者をいう。次条第一項、第九条及び第十条第一項において同じ。）は、公務の能率的な運営を確保するため、団体交渉の円滑かつ効率的な実施に努めなければならない。

2 この法律に基づく手続に關与する関係者は、国の事務及び事業の確實、効率の確保に支障を及ぼすことがないよう留意しなければならない。

（労働組合のための職員の行為の制限）

第七条 職員は、労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けて、

一 認証された労働組合（第五条第五項の規定による認証をされていない連合体である労働組合であつて、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。以下この条において同じ。）の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

二 前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、所轄庁の

長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により組合の役員として組合の業務に専ら従事したことがある職員

員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が認証された労働組合の役員として当該認証された労働組合の業務に専ら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、常時勤務を要しない官職であつて政令で定めるものの職務に従事する場合を除いて、職務に従事せず、何らの給与を受けてはならない。

（不当労働行為事件に係る申立て及び審査の開始）

第十九条 当局が、次の各号に掲げる規定に違反したときは、認証された労働組合又は当該各号に定める者は、委員会に対し、その旨を申し立てることができる。

一 第九条第一号労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員（労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていることを理由として、職員として採用されなかつた者を含む。）

- 二 第九条第二号認証された労働組合の組合員である職員
- 三 第九条第三号又は第四号労働組合の組合員である職員又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとした職員
- 二 委員会は、前項の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、審問の手続においては、当該当局及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。
- 三 委員会は、第一項の申立てが、行為の日（継続する行為にあつては、その終了した日）から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

○職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（抄）

（定義）

- 二 第二条 この法律において「職員団体等」とは、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。
 - 二 この法律において「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十条の二第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する職員団体をいう。
 - 三 この法律において「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体をいう。
 - 四 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体の連合団体（国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体であるものを除く。）
 - 二 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体の職員及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員法第八十条の二第一項の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの
 - 五 この法律において「法人である職員団体等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた職員団体（以下「法人である登録職員団体」という。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた職員団体等（以下「法人である認証職員団体等」という。）をいう。
- 第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令（第九条第一号又は第五号の職員団体等に係る事項については人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則とする。以下同じ。）で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。
- （法人である職員団体等の解散事由）
- 第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 法人である登録職員団体にあつては、国家公務員法第百八条の三第六項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し
- 四 法人である認証職員団体等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し
- 五 総会の決議
- 六 構成員が欠けたこと。

○地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）（抄）

（組合のための職員の行為の制限）

- 第六条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、地方公営企業等の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合、この限りでない。
- 2 前項ただし書の許可は、地方公営企業等が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、地方公営企業等は、その許可の有効期間を定めるものとする。
 - 3 第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつばら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつばら従事したことがある職員については、五年からそのもつばら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。
 - 4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつばら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。
 - 5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。
- 附則
- 5 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第十七条を除く。）及び地方公営企業法第三十七条から第三十九条までの規定を準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同条第三項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。

○特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三法律第二百五十七号）（抄）

(組合のための職員行為の制限)

- 第七条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、特定独立行政法人等の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の許可は、特定独立行政法人等が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、特定独立行政法人等は、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 3 第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年(その職員が国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事したことがある者であるときは、五年からその専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができない。
- 4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。
- 5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されないものとする。

○国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第四十二号)(抄)

(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正)

第四条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定独立行政法人の労働関係に関する法律

第四条第四項、第七条第一項ただし書及び第二項、第八条ただし書、第九条、第十条並びに第十二条第一項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

○独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないうち、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公

務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方公共団体が設立する法人をいう。

ち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十四（略）

十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

十六 九十九（略）

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（通知）

第三十二条 登記機関（政令で定める登記機関）については、政令で定める省庁の長は、政令で定めるところにより、その年の前年四月一日からその年三月三十一日までの期間内にした登記等に係る登録免許税の納付額を、その年七月三十一日までに財務大臣に通知しなければならない。

○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）

（中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正）

第五十六条 次に掲げる法律の規定中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号」に改める。
一〇十五（略）
十六 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二条第五号

○公務員庁設置法（平成二十四年法律第 号）（抄）

第四条（略）

2 前項に定めるもののほか、公務員庁は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第五号及び第六号に掲げる事務にあつては、他の機関の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〇十一（略）
十二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。
十三・十四（略）

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）

目次

第一章（略）

第二章内閣府関係（第二十条―第三十九条）

第三章復興庁関係（第四十条・第四十一条）

第四章（第十四章）（略）

附則

（子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十九条 子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第号）の一部

を次のように改正する。

第十七条のうち社会教育法第四十三条の改正規定中「独立行政法人国立高等専門学校機構」を「行政法人国立高等専門学校機構」に改める。

第五十三条の見出しを「(行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)」に改め、同条中「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」を「行政法人日本スポーツ振興センター法」に改める。

(特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第三十九条 特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
行政執行法人の労働関係に関する法律

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)(抄)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「行政法人」とは、中期目標行政法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要であり、かつ、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のない事務及び事業であつて、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの(次項において「公共上の事務等」という。)のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ中期的な視点に立つて効果的に執行することが求められるものを行うことを目的とする法人であつて、国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づきその事務及び事業を効率的に行うものとして個別法で定めるものをいう。

3 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを行うことを目的とする法人であつて、国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づきその事務及び事業を効率的に行うものとして個別法で定めるものをいう。

○地方公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律 号)(抄)

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第八条第二項」を「次条第二項」に改める。

第十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「第五章」を「第六十条から第六十三条まで」に改める。

（消防組織法の一部改正）

第五条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の四条を加える。

（消防職員団体の登録）

第十七条の二（略）

（交渉）

第十七条の三（略）

（消防職員団体のための消防職員の行為の制限）

第十七条の四 消防職員は、消防職員団体の業務に専ら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた消防職員団体の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により登録を受けた消防職員団体の役員として専ら従事する期間は、消防職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同条第一項ただし書に規定する組合の業務に専ら従事したことがある消防職員又は地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事したことがある消防職員については、五年からこれらの専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた消防職員が登録を受けた消防職員団体の役員として当該消防職員団体の業務に専ら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた消防職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、非常勤の職であつて条例で定めるものの職務に従事する場合を除いて、職務に従事せず、何らの給与を受けてはならず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

6 消防職員は、給与を受けながら、消防職員団体のためその業務を行い、又は活動してはならない。ただし、登録された消防職員団体の業務に専ら従事する場合以外の場合であつて条例で定める場合には、この限りでない。ただし、登録された消防職員（不利益取扱いの禁止）

（不利取扱いの禁止）

（地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正）

第八条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「もつぱら」を「専ら」に、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体」を「地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）第七条第一項ただし書の規定により同項た

だし書に規定する認証された労働組合」に、「こえる」を「超える」に改める。

第九条 地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「五年（一）の下に「消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条の四第一項ただし書（同法第二十八条）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」の規定により同法第十七条の四第一項ただし書に規定する登録を受けた消防職員団体の業務に専ら従事したことがある職員又は」を加え、「その専ら」を「これらの専ら」に改める。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）
第十条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律

第二条第一項中「職員団体等」を「公務員労働組合等」に改め、「とは、」の下に「公務員労働組合（一）を加え、「地方公務員職員労働組合」を「及び地方公務員労働組合をいう。以下同じ。」に改め、同条第三項中「地方公務員職員労働組合」を「地方公務員労働組合」に改め、同条第四項第一号中「地方公務員労働組合」を「地方公務員労働組合」に改め、同条第五項中「地方公務員労働組合」を「地方公務員労働組合」に改め、同条第六号を削り、同条第七号を同条第六号とする。

第四条中「職員団体等」は、命令（第九条第一項第一号又は第四号の職員団体等に係る事項については、中央労働委員会規則とする。以下同じ。）を「公務員労働組合等」に改める。

第二十七条の見出し及び同条中「法人である職員団体等」を「法人である公務員労働組合等」に改め、同条第三号中「第三条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合」に改め、「含む。」の下に「又は地方公務員の労働関係に関する法律第五号第七項」を加え、同条第四号を削り、同条第五号中「法人である認証職員団体等」を「登記法人である公務員労働組合等」に改め、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

（公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）
第十一条 公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公務員労働組合（国家公務員労働組合及び地方公務員労働組合をいう。以下同じ。）」を「国家公務員労働組合、地方公務員労働組合、消防職員労働組合」に改め、同条第五項中「公務員労働組合（一）を「公務員労働組合等（一）」に、「申出法人である公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「又は地方公務員労働組合」を「、地方公務員労働組合又は消防職員労働組合」に改め、同項第二号中「又は地方公務員労働組合」を「、地方公務員労働組合」という。）を「、地方公務員の労働関係に関する法律第二号第一号の職員（以下「地公労法適用の非現業の一般職の地方公務員」という。）の数及び消防組織法第十七条第一項に規定する消防職員（以下「消防職員」という。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 この法律において「消防職員団体」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第一項に規定する消防職員

団体をいう。

第四条中「中央労働委員会規則」の下に「（第九条第一項第四号、第五号又は第八号に掲げる公務員労働組合等に係る事項については、命令とする。以下同じ。）」を加える。

第二十七条第三号中「申出法人である公務員労働組合」を「申出法人である公務員労働組合等」に、「又は」を「若しくは」に改め、「認証の取消し」の下に「又は消防組織法第十七条の二第六項（同法第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消し」を加える。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十四条中地方独立行政法人法第五十四条及び第九十九条第二号の改正規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第六条及び第九條から第十一条までの規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中地方自治法第三百三十八条第八項及び第七十二条第四項の改正規定、第六条の規定（教育公務員特例法目次の改正規定中「職員団体」を「労働組合」に改める部分、同法第十二条第一項の改正規定、同法第十七条第一項の改正規定、同法第九條の改正規定及び同法第六章の改正規定を除く。）、第八条の規定（地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七条第一項の改正規定及び同法附則第五項の改正規定（「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える部分、「同法第三十九條第一項中「第四十九條まで、第五十二條から第五十六條まで」とあるのは「第四十九條まで」と、）を削る部分及び「任命権者」を「任命権者」に改める部分を除く。）に限る。並びに第十四條の規定（地方独立行政法人法第五十四條及び第九十九條第二号の改正規定を除く。）並びに附則第三條第一項から第五項まで、第五條、第十四條、第十九條、第二十三條、第二十六條（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七條の見出しの改正規定、同條第一項の表第三十七條の項の改正規定及び同條に一項を加える改正規定を除く。）、第二十七條、第四十一條、第四十五條及び第四十八條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 次条第三項の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過した日

四 第三條、第五條、第九條、第十一條及び第十六條並びに附則第四條、第十三條、第十六條、第十八條、第二十二條、第二十九條、第三十一條、第三十五條、第三十九條、第四十三條及び第四十七條の規定 施行日から起算して三年を経過した日

○地方公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年 号）（抄）

（労働組合の結成等）

第四条 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は労働組合との関係についての地方公共団体の当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他労働組合との関係において地方公共団体の当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下この条にお

- いて「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の労働組合を組織することができない。
- 2 都道府県労働委員会は、管理職員等の範囲を認定して告示するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（地方公共団体の長その他の執行機関（都道府県公安委員会を除く。）及び議会の議長をいう。以下同じ。）は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を都道府県労働委員会に通知しなければならない。
- （労働組合の認証）
- 第五条 労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、理事その他の役員の名及び中央労働委員会規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて、都道府県労働委員会に一の地方公共団体に係る認証を申請することができる。
- 2 労働組合の規約は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- 一 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- イ 名称
- ロ 目的及び業務
- ハ 主たる事務所の所在地
- ニ 認証に係る地方公共団体の名称
- ホ 組合員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
- ヘ 重要な財産の得喪その他資産に関する規定
- ト 理事その他の役員に関する規定
- チ 次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
- リ 経費及び会計に関する規定
- ル 他の労働組合との連合に関する規定
- ヲ 規約の変更に関する規定
- 二 会計報告は、組合員によって委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされていること。
- 3 労働組合が認証されるためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、全ての組合員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である労働組合にあっては、全ての組合員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）の代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続により決定されることをもって足りるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、労働組合が認証されるためには、第一項に規定する一の地方公共団体に属する職員（当該職員であった者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを含む。第五章において同じ。）が全ての組合員の過半数を占めることを必要とする。
- 5 都道府県労働委員会は、認証を申請した労働組合が前三項の規定に適合するものであるときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該労働組合を認証しなければならない。

6 都道府県労働委員会は、前項の規定により認証したときは、当該労働組合の名称及び主たる事務所の所在地その他中央労働委員会規則で定める事項を告示しなければならない。

7 第五項の規定により認証された労働組合（以下「認証された労働組合」という。）が労働組合でなくなったとき、認証された労働組合について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は認証された労働組合が第十項の規定による届出をしなかつたときは、都道府県労働委員会は、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。

8 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認証された労働組合から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

9 第七項の規定による認証の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

10 認証された労働組合は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、都道府県労働委員会にその旨を届け出なければならない。

11 認証された労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、都道府県労働委員会に認証の取消しを申請することができる。

12 この場合において、都道府県労働委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消さなければならない。

13 認証された労働組合は、解散したときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、都道府県労働委員会にその旨を届け出なければならない。

14 都道府県労働委員会は、第十項の規定による変更の届出（第六項の規定により告示された事項に係るものに限る。）があつたとき、又は第七項、第十一項若しくは前項の規定により認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

14 都道府県労働委員会は、認証された労働組合に対し、当該認証された労働組合に係るこの条の規定による事務に関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

（労働組合のための職員の行為の制限）

第七条 職員は、労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、地方公共団体の規則で定めるところにより、任命権者の許可を受けて、認証された労働組合（第五条第五項の規定による認証をされていない連合体である労働組合であつて、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。以下この条において同じ。）の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律第六條第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同条第一項ただし書に規定する組合の役員として当該組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が認証された労働組合の役員として当該認証された労働組合の業務に専ら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、非常勤の職であつて条例で定めるものの職務に従事する場合を除いて、職務に従事せず、何らの給与を受けてはならず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

6 職員は、給与を受けながら、労働組合のためその業務を行い、又は活動してはならない。ただし、認証された労働組合の業務に専ら従事する場合以外の場合であつて条例で定める場合には、この限りでない。

○消防組織法（昭和二十二年法律二百二十六号）（抄）

（特別区の消防への準用）
第二十八条 前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。